

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2024年12月27日
- 【発行者の名称】 株式会社はなホールディングス
(HANA HOLDINGS Co., Ltd)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 義人
- 【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号
伊藤忠丸の内ビル8階
- 【電話番号】 052-212-7525 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 新美 隆史
- 【担当J-Adviserの名称】 株式会社日本M&Aセンター
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 直樹
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>
- 【電話番号】 03-5220-5454
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社はなホールディングス
<https://hd.hanahoiku.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO

Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2022年 10月4日 至 2023年 3月31日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日
売上高 (千円)	1,012,671	1,215,599	912,388	2,189,797
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△13,623	14,011	75,422	58,740
親会社株式に帰属する中間 (当期) 純利益又は親会社株式に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△8,633	12,388	48,443	53,154
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△8,633	12,388	48,443	53,154
純資産額 (千円)	273,010	343,187	281,644	334,798
総資産額 (千円)	791,259	917,676	857,881	959,197
1株当たり純資産額 (円)	1,365.05	1,715.93	1,408.22	1,673.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	20 (-)
1株当たり中間 (当期) 純利益又は1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△43.16	61.94	242.21	265.77
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.5	37.4	32.8	34.9
自己資本利益率 (%)	△3.1	3.7	18.8	17.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	10.0
配当性向 (%)	-	-	-	7.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	71,934	107,891	85,492	125,078
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△83,241	△94,981	△23,230	△109,894
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△36,043	54,311	△71,452	△73,069
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	239,099	295,786	286,450	228,564
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	249 (271)	292 (294)	210 (219)	254 (256)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第3期中間期、第2期中間期、第1期については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、第3期中間期、第2期、第1期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第2期中間期は潜在株式が存在しないため、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、第3期中間期は株式取引の実績がなく株価の算定ができないため、記

載しておりません。また、第2期中間期は1株当たり中間純損失であるため、第1期は当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
7. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第2期の連結財務諸表、第1期の連結財務諸表及び第2期中間期の中間連結財務諸表については、かがやき監査法人により監査及び中間監査を受けております。また第3期中間期の中間連結財務諸表については、かがやき監査法人により期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な関係会社の移動は以下の通りです。

会社名	異動(理由)	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社はな商店	新規連結 (新規設立)	愛知県 名古屋市	1,000千円	保育物品、 保育関連シス テムの販売	100.0%	当社が経 営管理し ている。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)
292(294)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、保育事業とその他のセグメントに分かれていますが、その他のセグメントには専任の従業員はいないことから、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はおりませんが、受入出向者の情報について以下に記載します。

2024年9月30日現在

従業員数(人)
2(2)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症からの社会的影響が徐々に薄れ、行動制限が撤廃されたことによる経済活動の回復が進む一方で、円安やエネルギー価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化が依然として経済の不透明要因として残っています。また、インフレ圧力や人件費の上昇といったコスト面での課題もあり、企業活動には慎重さが求められる状況が続いております。

このような環境下、保育業界においては、少子化傾向が続く中、2023年に発足した「こども家庭庁」を中心とした政策が進行しており、少子化対策や子育て支援に関する取り組みが強化されています。政府の「こども未来戦略方針」に基づき、保育施設の充実や保育の質向上に向けた施策が掲げられ、保育事業の重要性はさらに高まると見込まれています。

こうした状況の下、当社グループにおきましても、この需要の高まりに応えるべく、保育施設の新設や施設運営の受託に積極的に取り組みました。当中間期においては、認可保育園1施設、小規模保育施設1施設を新たに開設し、企業や病院等が設置する保育施設の受託にも成功し、計6施設の運営を新たに開始いたしました。また、既存施設の改善やサービスの質向上に向けた取り組みも強化し、保護者および地域社会の信頼獲得に努めました。

また、保育関連事業を拡大すべく、新たに保育物品及び保育関連システムを取り扱う子会社を設立いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,215,599千円（前年同期比20.0%増）、営業利益は16,812千円（前年同期は10,806千円の営業損失）、経常利益は14,011千円（前年同期は13,623千円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純利益は12,388千円（前年同期は8,633千円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

なお、当社グループの主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

セグメントの業績については、次のとおりであります。

当社グループのセグメントはこれまで単一セグメントでありましたが、2024年7月29日付で株式会社はな商店を設立したことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」を新たに報告セグメントとして追加し、「保育事業」および「その他」の2区分によりセグメント情報を記載しております。

(保育事業)

保育事業は主に保育施設の運営を行う保育事業、保育施設の運営を受託する受託事業及び児童発達支援事業を行っております。当中間連結会計期間における保育事業の売上高は、前年同期比20.0%増加の1,215,348千円、セグメント利益は16,949千円（前年同期は10,806千円のセグメント損失）となりました。

(その他)

その他事業は主に保育物品、保育関連システムの販売を行っております。当中間連結会計期間におけるその他事業の売上高は430千円、セグメント損失は136千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ67,221千円増加し、295,786千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は107,891千円となりました。これは主に、売上債権の減少額が41,704千円、未払金の増加額が4,995千円、預り金の減少額が24,328千円、法人税等の支払額が23,150千円、補助金の受取額63,144千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は 94,981 千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 65,417 千円、長期前払費用の取得による支出 20,533 千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は 54,331 千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入 100,000 千円、長期借入金の返済による支出 30,423 千円、社債の償還による支出 9,500 千円、配当の支払額 4,000 千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループが営む保育事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

事業の種別(千円)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比 (%)
保育事業	1,215,348	120.0
その他	251	-
合計	1,215,599	120.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他事業につきましては、2024年7月29日付で 株式会社はな商店を設立したことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」を新たに報告 セグメントとして追加したものであり、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
名古屋市	371,240	36.7	452,043	37.2
一宮市	101,824	10.1	133,591	11.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または2024年6月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続

による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての

書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株

式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析 （資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は460,813千円となり、前連結会計年度末に比べ44,209千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が67,221千円増加したものの、売掛金が41,778千円、未収入金が63,056千円減少したことによるものであります。固定資産は456,863千円となり、前連結会計年度末に比べ2,689千円増加いたしました。これは主に保険積立金が7,123千円、繰延税金資産が3,332千円増加したものの、建物及び構築物が8,205千円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は917,676千円となり、前連結会計年度末に比べ41,520千円減少いたしました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は298,975千円となり、前連結会計年度末に比べ102,107千円減少いたしました。これは主に未払金が65,308千円、未払法人税等が20,549千円減少したことによるものであります。固定負債は275,513千円となり、前連結会計年度末に比べ52,198千円増加いたしました。これは主に社債が5,000千円減少したものの、長期借入金が55,347千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は574,489千円となり、前連結会計年度末に比べ49,909千円減少いたしました。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は343,187千円となり、前連結会計年度末に比べ8,388千円増加いたしました。これは、配当金の支払い4,000千円及び親会社株主に帰属する中間純利益12,388千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は37.4%（前連結会計年度末は34.9%）となりました。

（３）経営成績の分析

「１．業績等の概要 （１）業績」をご参照ください。

（４）キャッシュ・フローの状況

「１．業績等の概要 （２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000		—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	200,000	—	10,000	400	400

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 義人	愛知県あま市	199,900	99.95
株式会社HY	大阪市阿倍野区美章園2-13-1	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	普通株式 200,000	200,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。
2. 2024年4月から2024年9月について、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2024年6月28日付発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、かがやき監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	228,564	295,786
売掛金	161,778	119,999
貯蔵品	14,553	3,418
未収入金	63,107	50
その他	37,125	41,568
貸倒引当金	△106	△10
流動資産合計	505,022	460,813
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 336,927	※1 350,926
減価償却累計額	△68,384	△90,588
建物及び構築物（純額）	268,542	260,337
リース資産	30,530	30,530
減価償却累計額	△16,279	△18,009
リース資産（純額）	14,250	12,520
その他	※1 74,891	※1 77,388
減価償却累計額	△53,347	△58,581
その他（純額）	21,543	18,806
有形固定資産合計	304,336	291,664
無形固定資産		
ソフトウェア	1,187	820
無形固定資産合計	1,187	820
投資その他の資産		
保険積立金	55,462	62,585
繰延税金資産	29,180	32,512
その他	64,008	69,318
貸倒引当金	-	△36
投資その他の資産合計	148,650	164,378
固定資産合計	454,174	456,863
資産合計	959,197	917,676

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30 日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	55,316	69,546
未払金	81,491	16,182
未払費用	155,190	152,665
未払法人税等	25,231	4,681
その他	83,854	55,899
流動負債合計	401,083	298,975
固定負債		
社債	5,000	-
長期借入金	103,545	158,892
リース債務	11,354	9,589
役員退職慰労引当金	35,205	38,620
資産除去債務	68,210	68,412
固定負債合計	223,314	275,513
負債合計	624,398	574,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	-	400
利益剰余金	324,798	332,787
株主資本合計	334,798	343,187
純資産合計	334,798	343,187
負債純資産合計	959,197	917,676

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1,012,671	1,215,599
売上原価	914,995	1,073,612
売上総利益	97,675	141,987
販売費及び一般管理費	※2 108,482	※2 125,174
営業利益又は営業損失(△)	△10,806	16,812
営業外収益		
設備賃貸料	172	264
助成金収入	19	200
還付消費税等	-	805
その他	127	227
営業外収益合計	318	1,497
営業外費用		
支払利息	722	841
補助金返還額	621	860
障害者雇用納付金	1,700	2,550
その他	91	46
営業外費用合計	3,135	4,298
経常利益又は経常損失(△)	△13,623	14,011
特別利益		
固定資産売却益	※3 627	-
特別利益合計	627	-
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△12,996	14,011
法人税等	※4 △4,362	※4 1,623
中間純利益又は中間純損失(△)	△8,633	12,388
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失(△)	△8,633	12,388

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△8,633	12,388
中間包括利益 (内訳)	△8,633	12,388
親会社株主に係る中間包括利益	△8,633	12,388
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△12,996	14,011
減価償却費	14,800	14,544
長期前払費用償却額	9,672	12,117
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,492	41,704
たな卸資産の増減額 (△は増加)	10,271	11,134
未払金の増減額 (△は減少)	△11,283	4,995
未払費用の増減額 (△は減少)	25,954	△2,523
預り金の増減額 (△は減少)	18,348	△ 24,328
その他	△5,367	△ 2,889
小計	22,909	68,767
利息及び配当金の受取額	1	20
利息の支払額	△777	△ 890
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	2,551	△ 23,150
補助金の受取額	47,250	63,144
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,934	107,891
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△57,136	△ 65,417
長期前払費用の取得による支出	△20,685	△ 20,533
その他	△5,419	△ 9,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	△83,241	△ 94,981
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	△25,280	△ 30,423
社債の償還による支出	△8,500	△ 9,500
配当の支払額	-	△4,000
その他	△2,263	△ 1,765
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,043	54,311
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△47,350	67,221
現金及び現金同等物の期首残高	286,450	228,564
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 239,099	※ 295,786

【注記事項】

(連結の範囲の変更に関する注記)

新規設立により株式会社はな商店を新たに連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
建物及び構築物	429,014千円	429,014千円
その他	26,923	26,923
計	455,938	455,938

※2 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
当座貸越極度額	60,000千円	60,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	60,000	60,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 当社グループの主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	20,142千円	16,245千円
従業員給料	24,680	27,892
支払手数料	23,303	31,066

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
その他	627千円	-千円

※4 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間
末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,000	20	2024年3月31日	2024年6月29日	資本剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間
末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	保育事業	その他	計		
売 上 高					
外部顧客への売上高	1,215,348	251	1,215,599	-	1,215,599
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	178	178	△178	-
計	1,215,348	430	1,215,778	△178	1,215,599
セグメント利益又は損 失 (△)	16,949	△136	16,812	-	16,812

(注) セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループのセグメントはこれまで単一セグメントでありましたが、2024年7月29日付で株式会社はな商店を設立したことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」を新たに報告セグメントとして追加し、「保育事業」および「その他」の2区分によりセグメント情報を記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	1,673.99円	1,715.93円

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	△43.16円	61.94円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△8,633	12,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△8,633	12,388
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年12月27日

株式会社はなホールディングス

取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

奥村隆元

牛丸智詞

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社はなホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はなホールディングス及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上